

—— 第 6 編 ——

# 事故災害対策編

---

---



## 第1節 火災対策計画

消防本部

### 第1 火災予防

市は、消防組織の整備、消防施設の充実、消防職団員の教養訓練等を実施して、消防力の充実強化を図るとともに、火災予防思想の普及に努め、市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期する。

#### 1 行政指導の徹底

市は、県と連携し、防火思想の普及啓発を図るため、その行政指導の徹底に努める。

#### 2 消防組織の整備等

市は、消防力の充実強化を図るため、以下の計画を作成する。

##### (1) 組織計画

消防本部が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を定める。

##### (2) 消防団計画

市は、消防機関、また、地域の防災リーダーとしての活動が期待される消防団の育成・強化を図る。

計画策定上は、資機材の充実、訓練、意識の向上、市民への指導広報等に配慮する。

##### (3) 消防施設整備計画

消防力等の現勢を把握し、消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、消防力の整備指針、市の社会構造の変化に対処できる増強計画とし、5箇年次の整備計画とする。また、消防力等の更新についても併せて検討する。

##### (4) 実施計画

災害に対して、適切な防御活動を行うことができるよう、定期又は臨時に地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するための実施計画を樹立するとともに、その実施計画に基づき、大規模な災害の発生を予想した被害想定図を作成するよう指導するとともに、運用計画などに反映させる。

##### (5) 教育訓練計画

消防本部が、その任務を達成するためには消防職団員の資質の向上を図る必要があるので、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に実施し、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図る。

##### (6) 災害予防計画

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の向上によって災害の危険性が增大するとともに、複雑多様化している災害の危険性が增大する中、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具、危険物等の予防査察を行う一方、市民との災害予防に対する協力体制を確立するよう努

める。

(7) 警報発令伝達計画

異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令及び解除の基準を定め、その伝達、周知方法等を計画する。

(8) 情報計画

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要であり、これらが的確に行われるための体制を確立する。

(9) 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究及び科学的な理論と経験に基づく防御技術が最高度に発揮されなければならない。それには、地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防御効果を高度にあげるよう消防職団員に習熟させる。

(10) 風水害等警防計画

風水害等を警戒、防御するための消防職団員の招集、出動体制、水防関係機関との協力体制等についての計画を定める。

(11) 避難計画

避難に関する計画は、身体、生命を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、避難指示、避難経路、避難先等を具体的に定める。

(12) 救助救急計画

平常時、非常時に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救助、救急が的確に行われるよう計画を定める。

(13) 応援協力計画

大規模災害の発生に際して、市単独でこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互、関係機関等との間の協力体制を確立する。なお、応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結する。

### 3 火災予防対策

(1) 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

ア 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大

イ 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

ウ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

(2) 火災発生原因の制御

ア 防火・防災管理者制度の効果的な運用

(7) 消防法で定められた防火対象物には、必ず防火・防災管理者を選任させるとともに当該

管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備、火気の使用等について周知徹底を図る。

- (4) 防火・防災管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理力の向上を図る。

イ 予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導する。

ウ 高層建築物等の火災予防対策

市は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

エ 火災予防運動の実施

市は、火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、年2回、春季と秋季に国が実施する火災予防運動に協力する。

オ 火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、県が開催する火災防御検討会に参加し、防御活動の細部にわたって検討を加える。

(3) 耐災環境の整備

ア 消防団員の確保対策

消防団員の減少傾向が続いており、この打開策として次のことが挙げられる。

- (7) 消防団装備の機械化、軽量化
- (4) 消防ポンプ自動車等の重点配置
- (7) 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行う
- (5) 中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る
- (4) 団員の処遇改善
- (4) 女性・大学生に対する消防団への加入促進及び休団制度の活用

イ 民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性を考慮し、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

(7) 民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の向上を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、民間防災組織の育成強化に努める。

- (4) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。

(7) 消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、消防活動に必要な資器材を整備するとともに、公設消防隊の

活動が円滑にできるよう諸施策を講ずる。

## 第2 消防活動

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定める。

### 1 消防本部による消防活動

#### (1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

##### ア 災害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

##### イ 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長に報告し、応援要請等の手続きを行う。

##### ウ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受け入れを図るため、準備を行う。

#### (2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則に基づき活動する。

##### ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

##### イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

##### ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

##### エ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

##### オ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

##### カ 火災現場活動の原則

(7) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止、救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(4) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(7) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

キ 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。  
詳細は、第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」による。

**2 消防団による消防活動**

(1) 出火防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域の消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとり住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備、活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

**3 他の消防機関に対する応援要請**

具体的な計画は、第2編第2章第11節「消防活動計画」に準ずる。

**第3 大規模火災予防**

建築物が立ち並んだ市街地における大規模火災の予防対策については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、さらには、発災時の迅速な消火活動のための体制整備など関係機関が多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

**1 災害に強いまちづくり**

(1) 災害に強いまちの形成

市は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等的確な指定等を県と連携して行い、災

害に強い都市構造の形成を図る。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

さらに、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

市は、県と連携し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

イ 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

(7) 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大

(4) 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

(7) 高層建築物等に係る防災計画指導

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県と連携し、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関相互の情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

イ 通信手段の確保

市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、県と連携し、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

市は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底



を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を指定する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、関係機関との連携を強化する。

(3) 消火活動体制の整備

市は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

また、平常時から消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

市は、管理道路の情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動への備え

ア 避難誘導

市は、避難所・避難路を指定し、平常時から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画を作成する。また、市は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難路の指定は、第2編第1章第6節「避難予防対策」に準ずるほか、防火地域・準防火地域の指定とあわせて検討する。

イ 避難所

市は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所を指定し、市民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、避難所の運営管理のために必要な知識等の市民への普及に努める。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、指定緊急避難場所（大規模な火事）を選定・確保する。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

市は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、整備する。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、県と連携し、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市民等からの問い合わせに対応する体制について、計画を作成する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

市は、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練は、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

### 3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

市は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に火災の危険性を周知するとともに、発災時の行動や避難所での行動等について周知徹底を図る。

市は、県と連携し、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、市民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、市民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

市は、市民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制整備に努める。

## 第4 大規模火災対策

### 1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

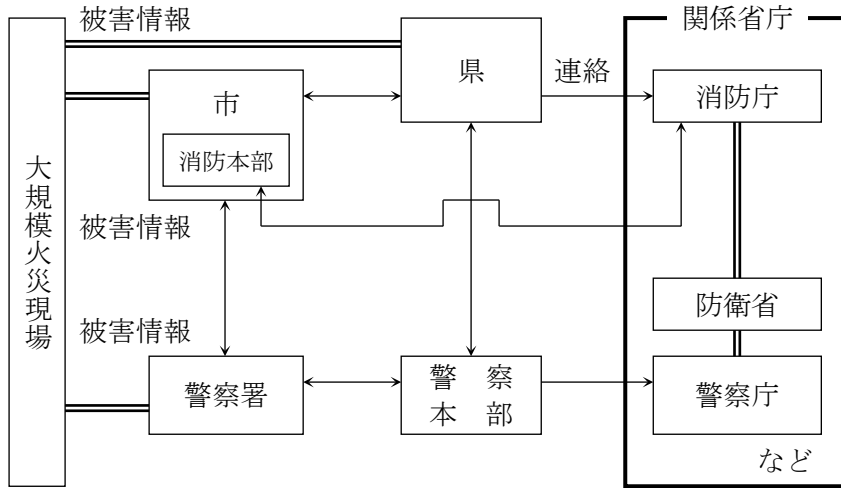
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、市本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、平時から相互に情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

市は、発災後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2 活動体制の確立

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、大規模な火災が発生した場合には、市本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県、関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

3 消火活動

消防本部は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

また、消火活動の調整を行う警防本部を設置する。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

5 避難収容活動

発災時の避難誘導は、第2編第2章第13節「避難計画」に準ずる。

## 6 施設・設備の応急復旧活動

市は、県及び各公共機関と連携し、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン、公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

## 7 被災者等への的確な情報伝達活動

### (1) 被災者等への情報伝達活動

市は、被災者等に大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供は、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

### (2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

### (3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

## 第2節 危険物等災害対策計画

消防本部

### 第1 危険物等災害予防

#### 1 基本方針

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育、防火思想の啓発等の徹底を図る。

#### 2 危険物

##### (1) 施設の現況

市内に所在する危険物等関連施設は、資料8-5のとおりである。

##### (2) 予防対策

ア 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

(7) 危険物製造所等の位置、構造、設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

(4) 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ 次により危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

(7) 危険物保安監督者等の選任、解任の届出を徹底させる。

(4) 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

(9) 法定講習会等の保安教育を徹底する。

ウ 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

(7) 施設の管理に万全を期するため、危険物保安監督者等の選任を指導する。

(4) 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成遵守を指導する。

(9) 施設等の事故防止を図るため、施設の点検について適正に実施するよう指導する。

##### (3) 高圧ガス

市は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、県から権限移譲されている高圧ガスの設備等の立入検査、必要な指導等を次により行う。

ア 高圧ガスの販売・貯蔵、移動、消費等について、関係法令の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

イ 県、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導と自主保安意識向上を目的とした普及啓発にあたる。

ウ 高圧ガスの販売事業所や消費者等が、確実に日常点検、定期点検等を実施するよう、施設の維持管理、保安教育の徹底等の指導を強化する。

(4) 銃砲・火薬類

市は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、県から権限移譲されている許可等について立入検査、必要な指導等を行う。

ア 火薬類の貯蔵、消費、その他の取扱いを火薬類取締法の基準に適合するよう指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し、公共の安全の確保を図る。

イ 県、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。

ウ 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識向上を目的とした普及啓発を行う。

(5) 毒物・劇物

ア 県は、毒物・劇物による災害を防止するため、製造・輸入・販売・取扱いについて立入検査及び必要な指導を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

イ 市は、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導にあたる。

## 第2 危険物等災害応急対策

消防法により規制を受ける危険物等関連施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関、警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

### 1 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

## 第3 高圧ガス災害応急対策計画

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関、警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

### 1 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決済）」及び埼玉県高圧ガス保安対策推進部会による「高圧ガス事故対応マニュアル

(平成31年4月)」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。

- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。

ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

- (3) 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が基準適合命令を発する。

#### 第4 火薬類災害応急対策計画

火薬類取締法により、規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。届け出を受けた者は直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

##### 1 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警察、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずる。

## 第5 毒物・劇物災害応急対策計画

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を消防機関、警察署及び保健所に通報することとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、市長の要請による埼玉県下消防相互応援協定の特殊災害小隊（毒劇物等対応小隊）により、応急措置を講ずる。

### 1 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置、中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる発災時の中和、消火等の応急措置、緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

## 第6 サリン等による人身被害対策計画

本計画は、市内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、県の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

### 1 活動体制

市は、市域に人身被害が発生した場合においては、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

### 2 応急措置

市は、市域に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

#### (1) 立入り禁止等の措置

消防本部は、上尾警察署と相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

#### (2) 救出、救助

市は、消防本部を主体とした救出、救助活動にあたる。



(3) 避難誘導

市長、警察官等は、第2編第2章第13節「避難計画」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められるときは、必要に応じて被害現場周辺の住民等に対して避難の指示を行う。

(4) 応援要請

県は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、市長等と緊密な連絡を図りながら、速やかに自衛隊に対しても連絡を行い、情報収集等のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請ができるように対処する。自衛隊への応援要請は第2編第2章第25節に定める「自衛隊災害派遣要請計画」に、また他機関への応援要請は第2編第2章第5節に定める「応援協力要請計画」に準ずる。

## 第3節 放射線関係事故災害応急対策計画

全 部

放射線関係事故の発生要因としては、核燃料物質等の輸送中の事故、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等、核燃料物質を使用している事業所の事故が想定される。

さらに、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所においては、これらの施設、発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が大気中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性を考慮し、その迅速かつ円滑な対応を図る。これらの対策を講ずる場合にあっては、国・県などが行う主体的な対策と綿密に連携し行う。

### 第1 核燃料物質等輸送事故災害対策計画

#### 1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

##### (1) 事故情報の収集・連絡

##### ア 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄りの警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市及び安全規制担当省庁などに通報する。

- (ア) 特定事象発生の場所及び時刻
- (イ) 特定事象の種類
- (ウ) 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- (エ) 気象状況（風向・風速など）
- (オ) 周辺環境への影響
- (カ) 輸送容器の状態
- (キ) 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- (ク) 応急措置
- (ケ) その他必要と認める事項

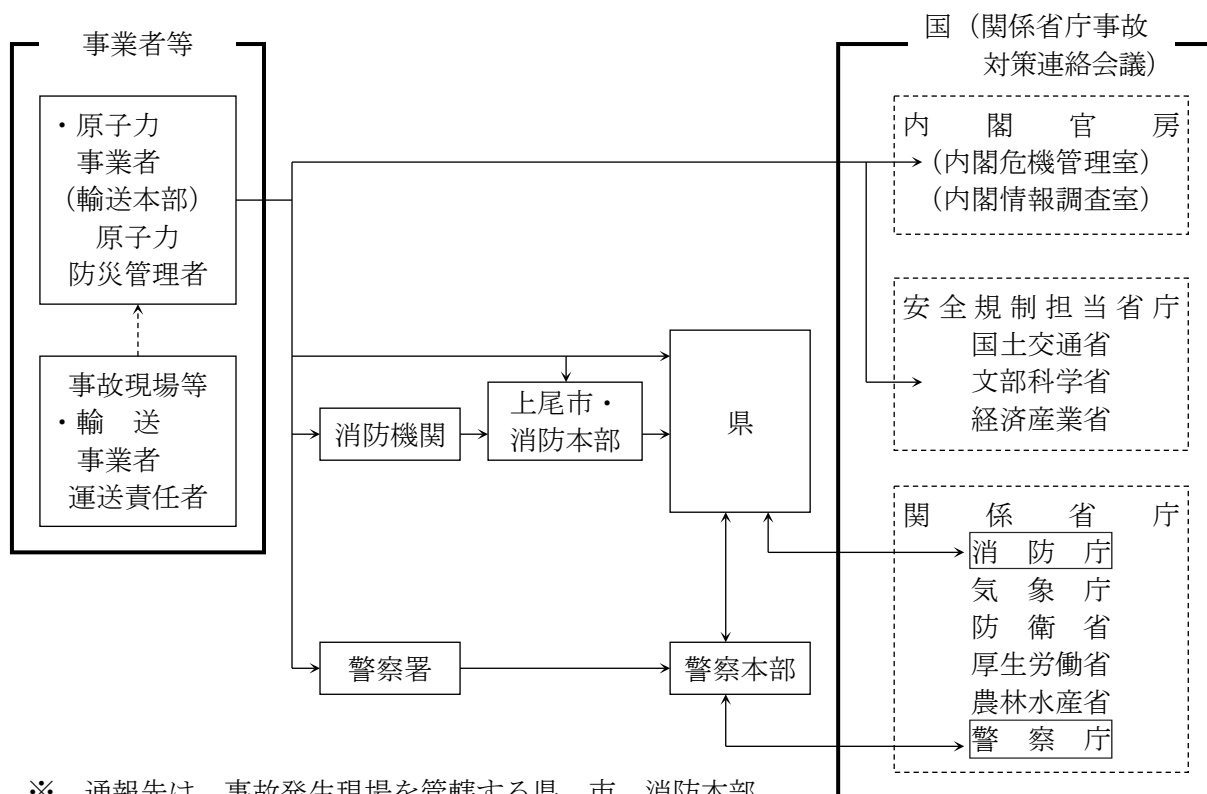
市は、事業者などから受けた情報について、県、安全規制担当省庁、道路管理者、警

察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行う。

イ 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



※ 通報先は、事故発生現場を管轄する県、市、消防本部、消防機関、警察署、近隣市町である。

ウ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市、県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

また電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、又は消防吏員の到着後は、必

要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

(2) 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、県警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助、交通規制等の必要な措置を講ずる。

(3) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急、除染活動等の必要な措置を講ずる。

※ 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね100mを確保する。また、現場で広報活動を実施する。

(4) 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制、市本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。

(5) 応援要請

県は、必要に応じて、市に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求める。

### 3 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、被災地以外の市町村は、市からの要請、相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施する。

### 4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、5項以下の措置を講ずる。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、市は、市本部を閉鎖する。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の輸送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後輸送する。

(2) 交通の確保

市は、市職員、現場の警察官、関係機関等からの情報等により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、市及び警察は、相互に密接な連絡を取る。特に、文部科学省等の国の機関、応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先する。

6 退避・避難収容活動など

(1) 退避・避難等の基本方針

市は、県と連携し、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示を発令する。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

※核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に1時間滞在した場合の被ばく線量は0.5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

(mSv：ミリシーベルト)

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量) (mSv)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等の臓器ごとの組織線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	市民は、避難。

注：防護対策の内容は以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

出展：原子力安全委員会資料「原子力施設等の防災対策について（防災指針、平成22年8月最終改訂）」により抜粋しているが、この指針の改定に向けた検討を進めている。

(2) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

※核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

イ 市民への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、住民に講ずるよう指示する。

また、知事は、市域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、市長を応援するよう指示する。

ウ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要があれば、指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による輸送等の措置を講ずる。

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

(5) 要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

ア 周辺住民への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

イ 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

ウ 市民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

## 7 各種規制措置と解除

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、市が保有している検査機器でモニタリングを早急に開始するとともに、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国・県の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うほか、浄水施設においては、放射性セシウム制御のため、濁度管理の徹底及びスクリーニングに努める。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、食品中の放射性物質の暫定規制値による措置がとられてきたが、平成24年4月1日から新たな基準値が設定された。

これらの措置については、放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、年間1mSvに引き下げ、これをもとに放射線セシウムの基準値を設定されたものであり、次の表のとおりで

ある。

食 品 群	基準値（放射性セシウム）※
飲料水	10Bq/kg
牛 乳	50Bq/kg
一般食品	100Bq/kg
乳児用食品	50Bq/kg

※放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値の設定がされている。

(2) 解 除

市、県、原子力事業者等、消防機関等は、環境モニタリングによる地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

8 飲料水の供給体制の整備

市は、放射線物質に関係する事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、第2編第2章第17節1「水の供給」に準じて飲料水を供給する。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合には、国・県等と協働して実施する。

9 被害状況の調査等

(1) 被災市民の登録

市は、県の指示により、医療措置、損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した市民を登録する。

(2) 被害調査

市は、県の指示により、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- ア 退避・避難等の措置
- イ 立入禁止措置
- ウ 飲料水、飲食物の摂取制限措置
- エ その他必要と認める事項

10 住民の健康調査等

市は、県と連携し、退避・避難した地域住民に、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と人心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に、医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、輸送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。



## 第2 放射性物質取扱施設事故対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は、次のとおりとする。

### 1 事故発生直後の情報の収集・連絡

#### (1) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

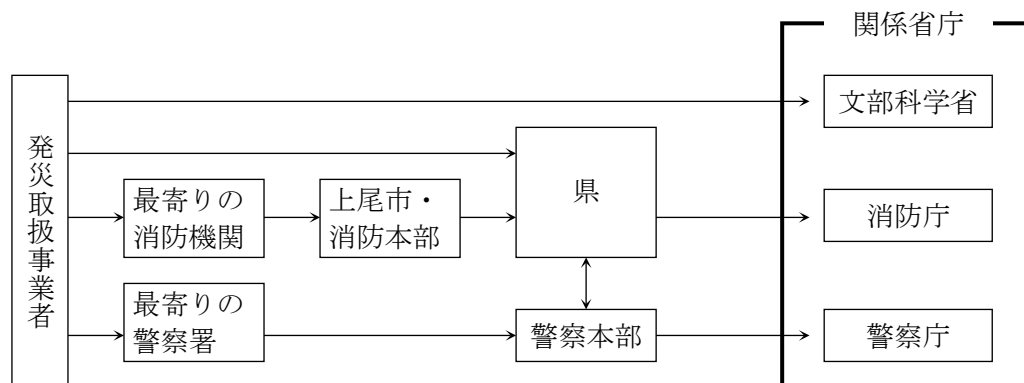
- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 気象状況（風向・風速）
- オ 放射性物質の放出に関する情報
- カ 予想される災害の範囲及び程度等
- キ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁、市など関係機関等へ連絡する。

#### (2) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

#### 【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



#### (3) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

#### (4) 通信手段の確保

市、県等防災関係機関は、発災後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。また電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

## 2 活動体制の確立

市は、県と連携し、第1「核燃料物質等輸送事故災害対策計画」に準じ、活動体制の確立を図る。

## 第3 原子力発電所事故対策計画

本節第1－4～10については、原子力発電所事故対策計画に準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、県及び市による放射線量の測定結果を踏まえ検討を行う。

### 1 放射線量等の測定体制の整備

#### (1) 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

市は、市民の日常生活に密着する校庭等の公共施設で、空間放射線量を測定し、市域の放射線量の分布を把握し、公表する。

#### (2) 飲料水、農畜産物等の放射性物質測定体制の整備

市は、飲料水、農畜産物等の安全性を確保するため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月、原子力安全委員会）、「環境放射線モニタリング指針」（平成20年3月、原子力安全委員会）等に基づき、国・県と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜産物等の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて本節第1－7(1)の摂取制限等を行う。

#### (3) 浄水発生土等の放射性物質測定体制の整備

市は、浄水発生土、下水道沈砂、焼却灰等に含まれる放射性物質を測定することにより、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。

## 2 飲料水の供給体制の整備

市は、放射性物質事故により、飲料水が汚染された場合は、第2編第1章第7節2「食料、生活必需品、飲料水の備蓄並びに調達体制の整備」に準じて市民に飲料水を供給する。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県・国等と連携して実施する。

## 3 他県からの避難者の受入れ

他県において原子力発電所の事故が発生した場合の本市における避難者の受入れについては、第2編第2章第13節5「避難所の開設・運営」に準じ、当該避難所又は別に定める避難所を確保する。

## 4 広域一時滞在場所の確保

市域が被災し、市民の一時的な居住場所の確保が市内で困難の場合、市内に仮設住宅の確保が早急に用意できない場合、一時的な滞在が必要な場合は、県内の市町村と協議して受け入れ先を確保する。県内の市町村において確保できない場合は、県知事から他の都道府県知事に要請・協議により受け入れ先を確保する。この場合には、広域一時滞在に関する協定を締結し、対応す

る。

このほか、災害時の相互応援に関する協定先の地方公共団体とも連携し、協力を求める。

## 第4節 農作物等災害対策計画

環境経済部（農政課）

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の天災による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図る

### 1 注意報及び警報の伝達

市は、県から県防災情報システムにより気象注意報、警報等の伝達を受けたとき、又は埼玉県さいたま農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話、市防災行政無線等により速やかにさいたま農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

### 2 農業災害対策

#### (1) 被害状況の把握

市は、さいたま農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

#### (2) 農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

#### (3) 農作物応急対策

##### ア 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、埼玉県さいたま農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

##### イ 病虫害の防除

病虫害が発生した場合には、埼玉県病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して防除に努める。

##### ウ 風水害対策

台風、季節風、集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

### 3 畜産災害対策

#### (1) 被害状況の調査

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を埼玉県中央家畜保健衛生所に報告する。

(2) 家畜伝染病対策

災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、埼玉県中央家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設及び病畜並びに死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

(3) 飼料の確保対策

市は、畜産農家から飼料のあつせんを求められた場合は、県に必要な飼料のあつせんを要請するなど飼料の確保に努めるとともに、災害時の飼料の品質管理の徹底等の指導を行う。

## 第5節 道路災害対策計画

都市整備部（都市計画課・建設管理課・道路河川課）

### 第1 道路災害予防計画

地震や水害その他の理由により道路の亀裂、橋りょうの落下、擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

#### 1 道路の安全確保

##### (1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備する。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等で情報の収集、連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

##### (2) 道路施設等の整備

##### ア 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所を調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

なお、市内には、県から災害の発生するおそれのある道路区間として「特殊通行規制区間」と設定されている区間があるため、関係機関と協力して交通関係者及び地域住民や道路利用者に周知を図る。

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路	指定年度	備考 道路交通遮断装置
		自郡市字 至郡市字	延長 (km)						
県道上尾久喜線	北 本	上尾市上平	1.0	14,479	パトロール等により危険が予想される時	路面冠水	(一)県道上尾蓮田線	H4	上平橋
県道上尾久喜線	北 本	上尾市西門前	0.3	14,479	パトロール等により危険が予想される時	路面冠水	(一)県道上尾蓮田線	H15	坊ノ下橋
県道大谷本郷さいたま線	北 本	さいたま市西新井上尾市堤崎	0.2	6,910	パトロール等により危険が予想される時	路面冠水	(一)県道上野さいたま線 (主)県道川越上尾線	H14	
県道上尾蓮田線	北 本	上尾市平塚伊奈町小室	0.4	9,357	パトロール等により危険が予想される時	路面冠水	(主)県道さいたま菖蒲線 (一)県道上尾環状線	H4	平塚橋
県道上尾環状線	北 本	上尾市東町	1.0	21,535	パトロール等により危険が予想される時	路面冠水	(一)県道上尾蓮田線	H4	国体橋

## イ 予防対策の実施

道路管理者は、次の各予防対策に努める。

- (ア) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- (イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (ロ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (エ) 他の道路管理者と連携し、又は働きかけ、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制を備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

## ウ 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、応急復旧用資機材を保有する。

## 2 情報の収集・連絡

### (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平常時から他の道路管理者や警察、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。夜間、休日の場合も対応できる体制とする。

### (2) 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

## 3 災害応急体制の整備

### (1) 職員の体制の整備

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を指定する。

### (2) 防災関係機関との連携体制

市は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、平常時から関係機関との連携を強化する。

## 4 緊急輸送活動体制の整備

発災時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、市は他の道路管理者と連携して、第2編第1章第4節「防災活動拠点等整備計画」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、市は、発災時の道路管理体制の整備に努める。

## 5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、市民等からの問い合わせに対応する体制について、計画を作成しておく。

## 第2 道路災害応急対策

風水害により道路の冠水、道路構造物の大規模な被害が生じた場合、危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

### 1 発災直後の情報収集等

#### (1) 災害情報の収集・連絡

##### ア 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに市、県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

##### イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

道路管理者は、被害状況を市、県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

また、市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

##### ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策活動の実施状況、市本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

#### (2) 通信手段の確保

市は、発災後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

## 2 活動体制の確立

#### (1) 職員の非常参集

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

#### (2) 災害対策本部の設置等

大規模災害が発生した場合には、市は市本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県、関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。



(3) 応援要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

**3 消火活動**

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。さらに必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

**4 緊急輸送活動**

市は、輸送のための車両を確保し、また状況によっては埼玉県トラック協会等に協力を求め、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

**5 危険物流出時の応急対策**

(1) 除去活動

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、消防機関等関係機関と協力し、直ちに除去活動を実施する。

(2) 避難誘導活動

市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

**6 道路施設の応急復旧活動**

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

**7 的確な情報伝達活動**

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供は、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達

する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理、提供に努める。

---

## 第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

---

全 部

### 1 事業者等の活動体制

鉄道事業者等は、発災後直ちに事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

### 2 市の活動体制

市は、市域で鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、市域内の公共的団体、市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

### 3 応急措置

#### (1) 情報収集

市は、市域で鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

#### (2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先して行う。

##### ア 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内、駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

##### イ 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防本部と協力し列車内、駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

##### ウ 消防本部の対応

消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内、駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

#### (3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、

第2編第2章第13節「避難計画」に準じ、避難の指示を行う。

(4) 救出、救助

第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

ア 市

(7) 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

(1) 協力者の動員を行う。

イ 警察

(7) 警察は、市長など事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行う。

(1) 警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して積極的に生命の危険が増している者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

(5) 消火活動

鉄道災害は、多くの死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施する。

(6) 応援要請

市は、他市町村及び関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。自衛隊への応援要請は第2編第2章第25節「自衛隊災害派遣要請計画」に、また他機関への応援要請は第2編第2章第5節「応援協力要請計画」に準ずる。

(7) 医療救護

市は、市内に鉄道事故が発生した場合、第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

---

## 第7節 航空機事故対策計画

---

全 部

本計画は、市内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う事故が発生した場合に、迅速かつ強力で事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

### 1 活動体制

#### (1) 事業者

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突、火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報する。(航空法第76条)

警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

#### (2) 市

市は、市域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、市域内の公共的団体、住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

### 2 応急措置

#### (1) 情報収集

市は、市域に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

#### (2) 避難誘導

##### ア 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先して行う。

##### (ア) 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

##### (イ) 警察の対応

警察は、航空機事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(ウ) 消防本部の対応

消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

イ 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は第2編第2章第13節「避難計画」に準じ、避難の指示を行う。

(3) 救出、救助

第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

ア 市

(7) 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

(4) 協力者の動員を行う。

イ 警察

(7) 市長など事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行う。

(4) 事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して生命の危険が増している者の発見に努め、かつ救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

(4) 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多くの死傷者の発生が予想されるので、消防機関を主体とする市は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

(5) 応援要請

発災時に、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。自衛隊への応援要請は第2編第2章第25節「自衛隊災害派遣要請計画」に、また他機関への応援要請は第2編第2章第5節「応援協力要請計画」に準ずる。

(6) 医療救護

市は、市域に事故が発生した場合、第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

## 第8節 文化財災害対策計画

教育総務部（生涯学習課）

国民共有の財産である文化財を災害から保護するため、防災対策を推進するとともに、文化財保護に関する市民の意識を広め、高めていく。

### 1 文化財の現況

市内において、防火防災を必要とする文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、上尾市文化財保護条例に基づく国、県及び市指定の文化財及び上尾市登録文化財は、資料16-1のとおりである。

この他、諸家文書や歴史的公文書等の貴重な歴史資料が多数存在する。

### 2 文化財の災害予防対策

#### (1) 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などによるものが予想されるが、そのほとんどが火災焼失によるものと考えられる。

#### (2) 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期する。

##### ア 火災予防体制

- (ア) 防火管理体制の整備
- (イ) 文化財の周辺環境の整備
- (ウ) 火気使用の制限
- (エ) 火気の厳重警戒と早期発見
- (オ) 火災発生時における措置の徹底

##### イ 防火施設の整備強化

- (ア) 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- (イ) 消火器、消火栓等消火機器の充実強化
- (ウ) 消防用水、通路等の整備強化

##### ウ その他

- (ア) 文化財に対する防火思想の普及徹底、火災予防の徹底のための広報活動
- (イ) 所有者に対する啓発
- (ウ) 管理保護についての助言と指導

### 3 文化財の応急対策

災害時の文化財の被害は、文化財の材質、形状等によって異なるため、それらに対応した迅速かつ適切な対応が必要となる。

所有者、管理者、その他関係機関は、見学者等の安全を図ると同時に、文化財の保護対策に万全を期する。

具体的な計画は、第2編第2章第21節「文教・保育対策計画」に準ずる。